

— 人口の動き —
 10月末日現在
 ()は9月末との比較
 人口 5,990人(+4人)
 男 2,923人(±0人)
 女 3,067人(+4人)
 世帯 1,271世帯
 出生 7人 死亡 2人
 転入 13人 転出 14人

広 報

わ し ま

発 行
 和島村役場企画課
 発 行 日
 昭和48年12月 1 日
 印 刷 所
 西山町 三共印刷



くもりの日が続く毎日、時折折れ気がついたかのように顔を折れ、下界をのぞき込む太陽のもと、寸暇をおしんで大根、白さい取りに精出す農家の人達、この山間の部落に根雪が来るのも、もうすぐのようだ。

冬じたく

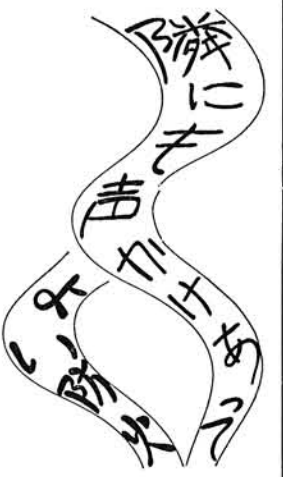
くもりの日が続く毎日、時折折れ気がついたかのように顔を折れ、下界をのぞき込む太陽のもと、寸暇をおしんで大根、白さい取りに精出す農家の人達、この山間の部落に根雪が来るのも、もうすぐのようだ。

歳末募金に 協力下さい

村では、施設入所者や、ねたきり病人の人達に、毎年ささやかですが歳末慰問を行なっております。

今年もまた、婦人会、日赤奉仕団の役員の方々が募金のお願にあがりますので、皆さんの暖かいご寄附をお願いいたします。

みんなて"明るいお正月を"



寒い季節になつてきました。これからは暖房器具を使う機会が多く、その不始末から火災の発生が多くなるのが予想され、尊い人命や財産を失うことになりかねません。皆さん一人一人が常に火の元に気を付け、その心がまえを忘れないようにしましょう。

各家庭での注意点

●老人、病人、幼児等の寝室の再点検
 半年間の県下での火災による死亡者は二十八人でそのうち老人、幼児の死者は十八人となつています。老人、幼児の寝室は二階を避け、出入口に近い所にし、火災がおきた時の避難方法はあらかじめ決めておきましょう。

●この防止
 このたばこの投げ捨てと寝たばこの防止
 毎年火災原因のトップは、たばこをマツチになつています。たばこをすつている時の温度は、約七百度位になります。この不始末から火災の原因となるため、たばこの投げ捨てや寝たばこはやめましょう。

●消火器具のそなえつけ
 どんな火事でも最初は小さな火です。これを消すことができれば、火災は未然に防げます。消火器具は、消火もでき、く時機が早ければ、消火もでき、大火にはならないものです。家庭には消火器具や水バケツをあらかじめ用意しましょう。

●暖房器具の正しい使い方
 石油ストーブ等の暖房器具による火災が年々増えていまして、これはストーブの近くでガソリン等を使ったため引火したり古くなつたゴムホースを使つていたため油もれ等から出火したり、カーテンや、ふすま等の近くで使つたため火災になつたなどがあります。暖房器具の位置や取扱いは正しく行ないましょう。

●病院や工場等についての注意
 ●消防用施設等の点検、保守管理を充分行ない、火災時には消火できるよう常に注意をはらう。

●避難路はあらかじめたしかめ、避難訓練は充分に行ない、火災時に混乱することのないようにする。

●危険物等の施設があるところでは、施設の整備を充分にし、事故が発生したときは大事にいたらないよう処理できるようにしてください。

銃砲刀剣類登録 審査会のお知らせ

美術骨とう品の銃砲刀剣類は、その所持取り扱いがある程度緩和されていますが、未登録の銃砲刀剣類を対象に、登録審査会が開催されます。

『あなたもできる 冬への工夫』

寒さと健康
 寒さとかぜ、寒さと神経痛そして寒さと血圧、寒くなるに血圧の高くなる人が多くなります。脳卒中を防ぐためにも暖かく暮す工夫は必要です。家全体を暖かくすることは、今すぐという訳にはいきませんが、毎日の生活の中で簡単にできることをお話ししましょう。

●カーテンは厚手に長く
 寒い外気を防ぎ、中の暖かい空気を逃がさないために大切です。またすきま風はよけい寒さを感じやすいもの、すきまには目ばりもしましょう。

●電気コタツ
 畳に逃げる熱を防ぐためにコタツの下にマットなどを敷くと暖かさが一段とちがいます。また赤外線ランプの反射板は減ります。

●電気毛布
 乾いた布でふきましよう、さびたり、くもつていたりすると乾いたり、寝汗をかいたり、かぜをひく原因になります。また、おねしよしたり、水をこぼした時は、カゲ干しにアイロンなどは禁物です。

未登録の銃砲刀剣類をお持ちの方は必ず審査を受けてください。

一、期日 十二月十四～十五日 午前十時から午後三時まで

二、場所 長岡市城内町三 中越婦人会館

三、携行品

1、登録をうけようとする銃砲刀剣類の現物、ならびに与板警察署から交付された「銃砲刀剣類発見届出受理証」

2、登録手数料 五百円分の「新潟県収入証紙」

3、印かん

●寝具の工夫で暖かく
 肩からのすきま風は寝ていて冷たいものです。肩をすっぽりおおう肩布とんを用意するのもよいでしょう。

●電気コタツ
 畳に逃げる熱を防ぐためにコタツの下にマットなどを敷くと暖かさが一段とちがいます。また赤外線ランプの反射板は減ります。

12月の保健衛生行事

日曜	種	目	対	象	時間	場所	
一	土	健	相	婚	前	九時	福
二	火	予	防	桐	島	二時	小
三	水	予	防	桐	島	二時	小
四	木	妊	婦	学	生	と	来
五	金	妊	婦	学	生	と	来
六	土	妊	婦	学	生	と	来
日	火	予	防	桐	島	二時	小

さで寝ることができません。あつすぎると、夜中にノドが乾いたり、寝汗をかいたり、かぜをひく原因になります。また、おねしよしたり、水をこぼした時は、カゲ干しにアイロンなどは禁物です。

村の家計簿

先月の広報第三号では、昭和四十七年度の各決算のお知らせをいたしました。今回は昭和四十八年度予算の上半期分（四月一日～九月三十日まで）の收支状況をお知らせいたします。

昭和48年度一般会計（昭和48年9月30日現在）

(1) 歳入の状況				(2) 歳出の状況			
区分	予算額	収入済額	収入割合	区分	予算額	支出済額	支出割合
1. 村	53,052	28,510,772	53.7	1. 一般会費	10,887	4,882,718	44.8
2. 地租	3,000	925,000	30.8	2. 総務費	63,049	28,795,526	45.7
3. 自動車取得税	3,300	1,807,000	54.8	3. 民生費	38,002	15,367,062	40.4
4. 地方交付金	159,300	125,890,000	79.0	4. 衛生費	23,295	15,014,623	64.5
5. 特別交付金	348	0	0.0	5. 労働費	942	110,266	11.7
6. 分担金及負担金	4,792	340,003	7.1	6. 農林水産業費	23,371	6,479,008	27.7
7. 使用料及手数料	4,165	2,136,120	51.3	7. 商工費	7,739	7,469,265	96.5
8. 国庫支出金	16,899	4,981,416	29.5	8. 土木費	65,063	8,591,644	13.2
9. 県支出金	14,402	1,267,412	8.8	9. 消防費	8,077	3,008,575	37.2
10. 財産収入	451	251,751	55.8	10. 教育費	40,380	20,442,702	50.6
11. 寄附金	3,175	0	0.0	11. 災害復旧費	2,663	1,260,535	47.3
12. 繰入金	0	0	0.0	12. 公債費	20,227	6,405,376	31.7
13. 繰越金	12,073	12,073,596	100.0	13. 諸支出金	73	549	0.7
14. 諸収入	7,678	1,429,124	18.6	14. 予備費	467	0	0.0
15. 村債	21,600	0	0.0				
歳入合計	304,235	179,612,194	59.0	歳出合計	304,235	117,827,849	38.7

(3) 村税の状況			
区分	予算額	収入済額	収入割合
市町村民税	11,472	5,282,945	46.1
固定資産税	28,031	14,504,902	51.7
軽自動車税	2,367	2,406,580	101.7
市町村たばこ消費税	8,333	4,912,320	59.0
電気ガス税	2,817	1,404,025	49.8
木材引取税	31	0	0.0
特別土地保有税	1	0	0.0
計	53,052	28,510,772	53.7

(5) 村債の現在高			
区分	47年度末現在高	48年度償還額	現在高
1. 普通債	103,219,336	2,717,409	100,501,927
(1) 民生債	55,307,558	2,383,572	52,923,986
(2) 土木債	28,854,266	132,893	28,721,373
(3) 教育債	19,057,512	200,944	18,856,568
2. 災害復旧債	2,616,012	244,175	2,371,837
(1) 土木債	1,137,563	148,664	988,899
(2) 公共用施設債	274,368	65,337	209,031
(3) 教育債	1,204,081	30,174	1,173,907
3. その他債	2,364,340	902,045	1,462,295
(1) 市町村民税臨時返還債	2,364,340	902,045	1,462,295
合計	108,199,688	3,863,629	104,336,059

(4) 村税負担割合			
年度	課税額	1世帯当り負担額	1人当り負担額
47	52,256,612	41,179	8,712
48	51,240,895	40,347	8,560

昭和48年度国民健康保険特別会計（昭和48年9月31日現在）

(1) 歳入の状況				(2) 歳出の状況			
区分	予算額	収入済額	収入割合	区分	予算額	支出済額	支出割合
1. 国民健康保険料	28,765	11,309,023	39.3	1. 総務費	4,609	1,744,549	37.9
2. 一部負担金	1	0	0.0	2. 保険給付費	73,225	24,205,012	33.1
3. 使用料及手数料	1	20	2.0	3. 保険施設費	2,297	1,034,379	45.0
4. 国庫支出金	44,988	17,242,000	38.3	4. 基金積立金	3,038	2,552,248	84.0
5. 県支出金	18	0	0.0	5. 公債費	1	0	0.0
6. 財産収入	404	426,910	105.7	6. 諸支出金	31	0	0.0
7. 繰入金	5,700	0	0.0	7. 予備費	7,511	0	0.0
8. 繰越金	10,732	10,732,650	100.0				
9. 諸収入	103	355,396	345.0	歳出合計	90,712	29,536,188	32.6
歳入合計	90,712	40,065,999	44.2				

(3) 保険料負担割合

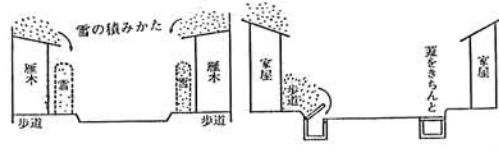
年度	課税額	1世帯当り負担額	1人当り負担額
47	23,847,102	25,587	6,797
48	13,708,426	14,949	3,999

和島村水道事業経理状況報告書

(1) 収益的収入及び支出			
区分	前年度決算額	予算額	執行済額
第1款 水道事業収益	8,142,652	21,574	14,737,543
第1款 水道事業費用	15,396,886	29,593	12,915,256
第1款 資本的収入	8,200	325	139,700
第1款 資本的支出	1,834,471	3,326	844,276

除雪作業に協力を

今年も、いよいよ降雪の季節となりました。道路については万全の体制で、除雪作業を行います。早く除雪ができるよう皆さんのご協力をお願いいたします。一、屋根からおろした雪は道路へ捨てないで下さい。二、道路に面したガラス戸などのこわれやすいものは板などをあてて防護して下さい。三、道路上に車や品物を置かないで下さい。四、除雪作業中は危険ですので、通関、通学の子供さんには、除雪車がきたら近づかないよう各家庭でよく指導下さい。



交通事故と国民健康保険!!

交通事故、交通事故といわれる程、毎日多くの死傷者を出しています。また一部の方で交通事故には、国民健康保険はきかないという考えがありますが、交通事故の治療も一般の病気と同じようにかかることがあります。ただ交通事故の治療費は本来加害者が負担すべきものを国保で一時的に替えて支払い、その後加害者に請求するわけです。

りして、その分を被害者が支払わなければならないことになり。又国保が立て替えた方も加害者が負担すべきもので、後日加害者に請求するわけですから、不利な示談により、加害者に請求できなくなり。示談をするときは必ず役場国保係に相談して下さい。

十一月十一日、公民館主催のバレーボール大会が福祉センターにおいて盛大に開催されました。参加十二チームの選手によりつぎつぎと多彩なプレーが行われ、日頃の練習成果と各部活のいきこみが感じられ、応援席からの盛んな拍手と声援をうけ、終始大熱戦が展開されました。



決勝戦、ブロックの決まった瞬間

「オー、おっかぬかつたー」

白球で栄冠 バレーボール大会 終了

選手ならびに応援の皆さんは大変ご苦労さまでした。試合の結果は次のとおりです。

優勝	準優勝	三位
上桐チーム	島崎Aチーム	荒巻Aチーム
	東保内Bチーム	

スポーツで

今宵も楽しく

村民の皆さんに親しまれています「スポーツ教室」に新たに「柔道」、「バスケットボール」が加わりました。スポーツは観戦より、プレイする方が数倍楽しく、おもしろいものです。体力の増進、美容と健康の増進に大いに「スポーツ教室」をご利用下さい。

時間は各開催日とも夜七時～九時三十分まで。

せまい日本
そんなに急いで
どこい行く
雪道での車の運転には
気をつけよう

バスケット	卓球	剣道、柔道	バレーボール
毎週月曜日	火曜日	木曜日	土曜日

税の年々調整

サラリーマンは注意を

十二月には、この一年間に源泉徴収された所得税を精算するための年末調整が行われますが、サラリーマンに注意していただく点をお知らせしましょう。

確定申告で還付を
ほとんどのサラリーマンのかたは、年末調整で所得税の精算は終わり、確定申告をする必要はありませんが、次のような場合は、確定申告（期間1999年2月16日から3月15日）で控除を受け、納め過ぎた税金の還付を受けることができます。

- ① 災害や盗難にあつて雑損控除が受けられる人
- ② 多額の医療費の支払いのために医療費控除が受けられる人
- ③ 住宅取得控除が受けられる人

確定申告で精算を

次のような場合は年末調整が行われませんので、確定申告で税金の精算をしていただくこととなります。

- ① 一か所からの給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人
- ② 災害を受けたため徴収猶予や還付を受けた人
- ③ 年中途中で退職した人（再就職した人や死亡退職した人などは除きます）

